

和歌山市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現行
(開設等の届出) 第2条 略 2 法第5条第1項の規定による届出は、前項の届出書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。 (1)・(2) 略 (3) 従事者又は法第4条ただし書に規定する場合における営業者に係るクリーニング師免許証の写し(洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所でクリーニング師を置かないものを開設しようとする場合を除く。) (3)・(4) 略 3・4 略 (クリーニング所における掲示) 第5条 営業者は、クリーニング所内の見やすい場所に検査確認済証を掲示しなければならない。 (指定洗濯物の消毒の方法) 第10条 条例第2条第11号の規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。 (1)～(7) 略 (8) 亜塩素酸水の遊離塩素濃度が1リットルにつき25ミリグラム以	(開設等の届出) 第2条 略 2 法第5条第1項の規定による届出は、前項の届出書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。 (1)・(2) 略 (3) 従事者又は法第4条ただし書に規定する場合における営業者(第5条において「従事者等」という。)に係るクリーニング師免許証の写し(洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所でクリーニング師を置かないものを開設しようとする場合を除く。) (3)・(4) 略 3・4 略 (クリーニング所における掲示) 第5条 営業者は、クリーニング所内の見やすい場所に検査確認済証<u>及び従事者等に係るクリーニング師免許証</u>を掲示しなければならない。<u>ただし、洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、検査確認済証を掲示すれば足りる。</u> (指定洗濯物の消毒の方法) 第10条 条例第2条第11号の規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。 (1)～(7) 略

上の水溶液中に摂氏 20 度以上で 10 分間以上浸す又は亜塩素酸水の遊離塩素濃度が 1 リットルにつき 50 ミリグラム以上の水溶液中に摂氏 10 度以上で 10 分間以上浸す方法